◎開会・開議

午前１０時１５分開会・開議

○議長（黛　浩之君）　ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和６年第４回上里町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名について

○議長（黛　浩之君）　日程第１、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、１番石井慎也議員、２番伊藤覚議員、３番金子義則議員、以上の３名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第２　会期の決定について

○議長（黛　浩之君）　日程第２、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日１日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛　浩之君）　御異議なしと認めます。

よって、会期は１日間と決定いたしました。

◎日程第３　提出議案の報告について

○議長（黛　浩之君）　日程第３、提出議案の報告について。

町長から送付がありました議案は、あらかじめ配付したとおりであります。

朗読については省略いたします。

◎日程第４　諸報告について

○議長（黛　浩之君）　日程第４、諸報告について。

本臨時会に説明員として、地方自治法第121条第１項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

◎日程第５　町長提出議案第３６号　令和６年度上里町一般会計補正予算（第２号）について

○議長（黛　浩之君）　日程第５、町長提出議案第36号　令和６年度上里町一般会計補正予算

（第２号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長　島田邦弘君発言〕

○副町長（島田邦弘君）　御提案申し上げました議案第36号　令和６年度上里町一般会計補正予算（第２号）について御説明申し上げます。

令和６年度上里町一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによります。

第１条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億1,114万9,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

２ページを御覧ください。

第１表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款15国庫支出金は8,300万円の増額補正となり、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額となっております。

歳入合計は、現計予算に対して8,300万円を追加し、111億1,114万9,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款２総務費は8,300万円の増額補正となり、内容は定額減税補足給付金事業に係る調整給付金の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対して8,300万円を追加し、111億1,114万9,000円とするものでございます。

以上、令和６年度上里町一般会計補正予算（第２号）の提案説明を申し上げました。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長がお手元の一般会計補正予算資料で御説明申し上げます。

○議長（黛　浩之君）　次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について　総合政策課長　吉村貴文君補足説明〕

○議長（黛　浩之君）　これで、提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　ただいまの説明ですと、６月３日のデータを基に算出したところ、差異があったということであります。

６月議会で提案されましたときには、その前の期日、いわゆる令和５年の部分で算出をしていたのかなというふうに思ったりもするわけなんですけれども、差異の原因というんでしょうか、一番どういう見積りのところの違いが、このようにかなり大きな額ですので、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黛　浩之君）　税務課長。

〔税務課長　間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君）　沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

６月補正予算の計上時には、給付金定額減税一体支援枠給付金限度額計算式ということで、国のほうから交付金の算定に必要な計算式が示されており、それに基づいて算出したところでございます。

このデータで一番ベースとなっているのが、最初、令和４年度の課税状況調べの数字で納税義務者をはじいて計算するものになっていたんですけれども、一旦、令和５年度に置き換えをして算出をして、計上させていただいたのが１億6,000万円というものになります。

今回は、先ほど総合政策課長もお話ししましたように、６月３日を基準日として、令和６年度の個人住民税の賦課情報を基に、国の調整給付金算定のための算定ツールというのがまた別途示されておりますので、それを活用したものと、あと、調整給付金システムをＴＫＣのほうで改修が済みまして、そちらほうと両方活用して、実数をはじいて計算をいたしました。その計算ではじき出されたのが２億4,000万円ということで、その差額分ということになってございます。

○議長（黛　浩之君）　ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔１２番　沓澤幸子君発言〕

○１２番（沓澤幸子君）　分かりました。

それで、先ほどちょっと休憩期間中にもお聞きしたんですけれども、6,000人の対象者人数的には、さほどの違いがないということでありました。実際問題、令和６年度の納税義務者数というのがはっきり確定していると思いますので、納税義務者数に対して6,000人というのは何％に当たるのか。

また、この6,000人の中で、いわゆる所得が多い人はここに入らないわけですよね。家族

がどんなに扶養人数が多くても、払うべき所得の税額がうんと、３人で９万円ですけれども、それを超えていれば、減税対象であって給付にはならない。しかしながら、この6,000人の方は、扶養者が１人であったり、２人であったり、３人であったとしても、所得が少ないから給付の対象になっているわけだと思いますので、所得に対してどのぐらいの割合で、この6,000人が成り立っているのか。所得別に、ちょっと教えていただければありがたいなというふうに思います。

○議長（黛　浩之君）　税務課長。

〔税務課長　間々田由美君発言〕

○税務課長（間々田由美君）　沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

令和６年度の納税義務者総数は１万6,408人です。そのうち約6,000人ということですので、全体の36％程度が今回の調整給付の対象になっているというふうになります。

ただ、納税義務者というのは、住民税が賦課されている方をいうわけなんですけれども、今回、調整給付の対象者というのは、住民税は課税されていないけれども所得税が課税されているという人も対象となりますので、給与支払報告書とか、町のほうに何らかの収入があったということの課税データ、非課税等になる前の課税データがある方を対象者全員と拾った中でいいますと、２万4,000人程度います。その中の6,000人ということが対象者になっているということで、御理解いただければと思います。

対象者の方の所得に直した後の階層における状況なんですけれども、一番多いところが所得が100万円から150万円の所得になっている方で、29％ですから約30％程度は、この6,000人のうちの今回の対象者となっております。大体200万円までで、対象者の半数が支給となっている状況でございますので、一番所得が高い方といいますと、これも実際の収入とはちょっと比較が難しいところなんですけれども、一番高い階層ですと、850万円から900万円の方で１名いらっしゃいます。それ以下は、大体250万円以下の所得の方が今回の支給対象者となってございます。

以上です。

○議長（黛　浩之君）　ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（黛　浩之君）　質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛　浩之君）　ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第36号　令和６年度上里町一般会計補正予算（第２号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛　浩之君）　起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉　　会

○議長（黛　浩之君）　以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和６年第４回上里町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前１０時２９分閉会